

## 東海国立大学機構学術デジタルアーカイブ運用要項

制 定：令和8年3月30日

### (目的)

第1条 この要項は、東海国立大学機構（以下「機構」という。）において設置する東海国立大学機構学術デジタルアーカイブ（以下「機構デジタルアーカイブ」という。）の運用に関し必要な事項を定め、機構デジタルアーカイブを活用した研究、教育、生涯学習の支援及び地域文化の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要項において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタルアーカイブ 図書・雑誌等の記録資料、古典籍、絵図、写真その他の学術研究及び教育の素材となる資料（以下「学術資源」という。）を電子的な形態により永続的に蓄積・保存し、インターネットを介して機構内外に公開するシステムをいう。
- (2) コンテンツ デジタルアーカイブを利用して公開することを目的としてデジタル化された学術資源をいう。
- (3) コレクション 特定のテーマや視点に基づいて選定・整理された、関連性のあるコンテンツの集合をいう。
- (4) メタデータ コンテンツの名称、作者、作成年代、形態等、学術資源を説明し、識別するための情報をいう。
- (5) 登録申請者 学術資源を機構デジタルアーカイブに登録することを希望する者をいう。
- (6) コンテンツ利用者 機構デジタルアーカイブに登録されたコンテンツを利用する者をいう。

### (登録対象資料)

第3条 機構デジタルアーカイブに登録できる学術資源は、次に掲げるものとする。

- (1) 機構が所有又は管理するもの
- (2) 機構外の図書館又は博物館等の機関及び個人（以下「機構外機関等」という。）が所有又は管理するもので、機構の研究・教育活動の対象となるもの又は広く一般の研究・生涯学習の支援及び地域文化の振興に寄与すると認められたもの

### (登録要件)

第4条 機構デジタルアーカイブに登録できる学術資源は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 公開にあたり、知的財産権に係る法令及び機構の規程等が遵守されていること。
- (2) 次に掲げる事項について、法令上又は社会通念上問題が生じないものであること。
  - イ 名誉、肖像権、プライバシー等個人の権利に関する事項
  - ロ 情報セキュリティに関する事項
  - ハ 守秘義務に関する事項
  - ニ カルチュラル・センシティビティ（特定の人々やコミュニティが持つ感情・価値観等に対する文化的配慮）に関する事項
- (3) その他公開することについて問題が生じないものであること。

### (著作権の確認及び許諾取得)

第5条 前条の規定に加え、機構デジタルアーカイブから公開しようとする学術資源は、著作権保護期間が満了していることを原則とする。著作権保護期間内の著作物であるときは、登録申請者

は、著作権者から、事前に次に掲げる事項について書面で許諾（以下「許諾証明」という。）を得るものとする。

- (1) デジタル化すること。
  - (2) 機構デジタルアーカイブのサーバーに電子的に複製し、保存すること。
  - (3) インターネットを利用して公衆送信すること。
  - (4) 冗長化のために保存媒体へ複製及び媒体変換を行うこと。
  - (5) システム変更等により将来別のデジタルアーカイブへ移行した際にも同様の条件で公開すること。
  - (6) 機構の判断で公開を中止、終了する場合があること。
- 2 著作権保護期間内の著作物について、原資料の著作権は、著作権者に帰属するものとする。
  - 3 登録申請者は、著作権者に対して、第9条に定めるコンテンツの利用条件を事前に確認するものとする。

#### （登録申請及び登録承認）

第6条 登録申請者は、「東海国立大学機構学術デジタルアーカイブ登録申請書」（別紙様式1）により、名古屋大学附属図書館長（以下「館長」という。）に申請し、承認を受けるものとする。なお、許諾証明を取得している場合は、これもデジタルアーカイブ登録申請書に添付する。

- 2 前項の登録申請を行うことができる者は、次に掲げる者とする。
  - (1) 第3条の学術資源を研究対象とする機構構成員
  - (2) その他、館長が認めた者
- 3 登録申請者が登録を申請するにあたっては、登録を申請する学術資源を所有する機構外機関等の同意書を得た上で申し込むものとする。
- 4 登録申請者が登録を申請するにあたっては、第4条で定める登録要件に関する確認結果をデジタルアーカイブ登録申請書に記載する。なお、登録を申請する学術資源の所有者から登録要件に関する事項及び対応方針について情報提供を受けたうえで、その内容も記載するものとする。
- 5 登録申請者は、公開をしない学術資源の保存・保管を目的とした登録申請をすることはできないものとする。ただし、当該学術資源の性質、著作権者又は所有者の許諾内容その他の事情により、公開範囲を機構構成員に限定する登録申請をすることができる。
- 6 館長は、登録申請を承認するときは、「東海国立大学機構学術デジタルアーカイブ登録承認書」（別紙様式2）を登録申請者に交付するものとする。
- 7 館長は、登録申請の承認の可否を判断するに当たり、必要に応じて機構内関連部署と協議することがある。
- 8 登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないことがある。
  - (1) 過去にこの要項に反する行為を行っている場合
  - (2) 申請内容に虚偽の記載又は記載不備があった場合
  - (3) 申請内容が第1条の目的に合わないと思われる場合
  - (4) その他館長が不適当と認めた場合

#### （経費）

第7条 機構デジタルアーカイブの運用にかかる経費は当面機構が負担する。ただし、将来の運営方針により、運用経費の全部または一部を登録申請者に負担させる場合がある。

- 2 コンテンツ作成の経費は、登録申請者が負担する。

#### （コンテンツの登録）

第8条 館長が第6条の登録申請を承認したときは、コンテンツを機構デジタルアーカイブに登録するものとする。登録は、図書館情報部が行う。

- 2 コンテンツの登録に当たって、登録申請者は、メタデータ及びコンテンツを図書館情報部に提供するものとする。
- 3 コンテンツ登録に必要なメタデータ及びコンテンツの形式、データの登録方法に関する事項は図書館情報部が別に定める。

(コンテンツの公開及び利用条件)

第9条 機構デジタルアーカイブで公開するコンテンツのうち、著作権の保護期間を満了しているものは、原則として PDM (パブリックドメイン) として公開し、利用に制限を設けないものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するコンテンツは、登録申請者と著作権者及び原資料の所有者との協議により、その利用条件を定めるものとする。

(1) 著作権保護期間内のコンテンツ

(2) 第6条第5項に規定する、公開範囲を機構構成員に限定するコンテンツ

(3) 著作権者又は原資料の所有者の意向その他の事情により、PDMとして公開しないコンテンツ

3 前項に該当するコンテンツを公開する登録申請者は、利用条件及び利用申請・許諾に係る説明又は様式を作成し、図書館情報部に提出するものとする。

(メタデータの公開及び流通)

第10条 機構デジタルアーカイブで公開する学術資源のメタデータは、原則としてCC0 (クリエイティブコモンズライセンス0) として公開し、機構内外の他の検索・集約サービスへの提供や他のデジタルアーカイブ等での公開ができることを原則とする。

2 前項の条件でメタデータを公開できない事情がある場合は、登録申請者は、著作権者との協議によりその公開範囲を定め、機構に必要な措置を求めることができる。

(コンテンツ及びメタデータの改廃)

第11条 一度公開したコンテンツ及びメタデータについて、著作権、著作者人格権、特許権、商標権等、知的財産権に関する問題が生じた場合や、不適切な事実があると認められた場合、館長は、登録申請者に通知の上、修正、差替、非公開又は削除等必要な措置を講ずることができる。

2 前項の規定にかかわらず、緊急に公開停止の必要があると認めるときは、館長は、事前の通知を要しないで当該コンテンツ及びメタデータの公開を一時停止することができる。

3 登録申請者は、一度公開したコンテンツ及びメタデータについて、画像の差替、削除、誤記の訂正その他の軽微な修正を行う必要がある場合には、図書館情報部に依頼することができる。ただし、コレクションの削除その他の重要な変更を行う必要がある場合には、「東海国立大学機構学術デジタルアーカイブ削除等申請書」(別紙様式3)により館長に申請し、その承認を得なければならない。

(利用上の留意点)

第12条 コンテンツ利用者は、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) コンテンツ及びメタデータの利用条件に従って利用すること

(2) コンテンツ及びメタデータ又は機構デジタルアーカイブの信用を損なう態様での利用、又は法令若しくは公序良俗に反する利用をしないこと

(個人情報の取扱い)

第13条 機構デジタルアーカイブが保有する個人情報は、東海国立大学機構個人情報保護規程に従い取り扱うものとする。

(システムの変更)

第14条 機構は、必要に応じて機構デジタルアーカイブのシステムの機能又はサービスの内容等を変更することがある。この場合、可能な限り事前の周知に努める。

(サービスの一時的な中断)

第15条 機構は、システムの保守、通信回線の不具合、停電、火災、地震又は洪水等により機構デジタルアーカイブのサービスの提供ができなくなった場合には、一時的にサービスを中断することがある。この場合、可能な限り事前の周知に努める。

(サービスの中止)

第16条 機構は、機構デジタルアーカイブのサービスの全部又は一部の提供を中止することがある。この場合、機構は事前に登録申請者に対して通知するとともに、ウェブサイトに掲示するものとする。

(非保証・免責事項)

第17条 機構は、機構デジタルアーカイブに登録されているコンテンツ及びメタデータについて、その内容の完全性・正確性・有用性・安全性等について、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 機構は、機構デジタルアーカイブの利用により発生したコンテンツ利用者の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む。）及び第三者の損害に対しいかなる責任も負わないものとする。
- 3 機構は、システムの変更又はサービスの一時的な中断若しくは中止により機構デジタルアーカイブのサービスを利用できなくなったことに起因して発生したコンテンツ利用者又は第三者が被った損害について、理由を問わずいかなる責任も負わないものとする。
- 4 登録コンテンツの性質、著作権者の許諾内容その他の事情を理由として、コンテンツ利用者又は第三者から機構に損害賠償請求があった場合には、当該登録コンテンツの登録申請者が責任を負うものとし、機構はいかなる責任も負わないものとする。
- 5 コンテンツのレイアウト、メタデータ表記法、ユーザーインターフェース等の機構デジタルアーカイブのデザイン等に関する編集著作権は機構に帰属するものとし、これらを予告なく変更する場合がある。

(事務)

第18条 機構デジタルアーカイブの運用に関する事務は、岐阜大学教学事務部門学術情報課の協力を得て、図書館情報部において処理する。

(雑則)

第19条 この要項の改廃その他機構デジタルアーカイブの運用に関する重要事項は、岐阜大学図書館図書館委員会及び名古屋大学附属図書館図書館委員会の審議、承認を要する。

- 2 この要項に定めるもののほか、機構デジタルアーカイブの運用に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

- 1 この要項は、令和8年4月1日から実施する。
- 2 この要項の施行前から機構デジタルアーカイブにおいて公開されているコンテンツ（以下「既存公開コンテンツ」という。）の取扱いは、原則としてこの要項の定めるところによる。
- 3 前項にかかわらず、既存公開コンテンツについて従前の慣行又は既に設定された利用条件等が存する場合には、当該慣行等を尊重し、図書館情報部は必要な調整を行うことができる。